

平成 27 年度
がん対策の実施状況等について

平成 28 年 9 月
名 古 屋 市

1 がんの予防の推進等（第5条関係）

喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策として、がん検診ガイドの配布、喫煙防止対策等を実施しました。

また、がんに対する理解及びがんの予防に関する知識を深めるため、がんに関する学習補助教材を小学6年生及び中学3年生を対象に配布し、学習の中での活用を図りました。

事業等	事業内容	実績
がん検診ガイド	がんを予防するための知識等を掲載した冊子を全世帯へ配布	配布数 約 1,056,000 冊
禁煙の日街頭キャンペーン	スワンスワンの日（毎月22日）等に、地下鉄駅周辺等において、啓発物品の配布による普及啓発	実施回数 10回
建物内全面禁煙実施施設認定事業	飲食店・企業・事務所等において、建物内全面禁煙を実施している施設を認定	認定施設数 3,131 施設（平成27年度末）
子どもの受動喫煙防止対策	母子健康手帳交付及び新生児訪問指導の際に、受動喫煙の害に関するリーフレットの配布による普及啓発	保健所においてリーフレットを配布
大学・短期大学と連携した若年からの喫煙防止対策	学生を対象とした喫煙の害、禁煙のメリットを内容とした啓発リーフレットを作成し、大学・短大あてに配布	5 大学・短期大学あて配布 5,900 部

事業等	事業内容	実績
公立小中学校における取り組み	小学6年生及び中学3年生を対象として、がんに関する学習補助教材を配布し、生活習慣病に関する指導を実施	保健の授業で教科書や学習補助教材を活用した指導を実施 配布数 小学6年生：約18,300人 中学3年生：約17,500人
	養護教諭等学校保健関係者を対象にがんに関する知識の普及啓発を目的とした研修会を開催	「今、なぜ、子どものがん教育が必要なのか」 5月20日(参加者数約250人)
子宮頸がん予防接種	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子を対象に子宮頸がん予防接種を定期接種として実施 ※	予防接種の接種件数 171件

※子宮頸がん予防接種は、平成25年6月14日以降、国の通知により積極的な接種勧奨を差し控えている。

2 がんの早期発見の推進（第6条関係）

がんの早期発見・早期治療を推進するため、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診及び前立腺がん検診を実施しました。ワンコインがん検診や休日検診等を引き続き実施するとともに、無料クーポン券の利用にかかる個別再勧奨の対象を従来の40歳から対象者全員に拡充しました。

また、国民健康保険や全国健康保険協会愛知支部（以下「協会けんぽ愛知支部」といいます。）の特定健康診査とがん検診の同時実施を行うとともに、国民健康保険の被保険者のうち、特定健康診査未受診者に対して新たになん検診の電話勧奨を開始するなど、医療保険者との連携による受診率向上の取り組みを実施しました。

事業等	事業内容	実績
ワンコインがん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん及び前立腺がんの各検診について、自己負担金500円で実施	受診者数 ※ 胃がん : 55,294人 大腸がん : 136,935人 肺がん : 133,223人 子宮がん : 93,573人 乳がん : 51,560人 前立腺がん : 55,030人
がん検診推進事業	大腸がん、子宮頸がん、乳がんの各検診について、特定の年齢の方を対象に検診手帳及び無料で受診できるクーポン券を配布	受診者数 大腸がん : 20,869人 子宮頸がん : 20,693人 乳がん : 18,495人
	無料クーポン券対象者へ個別に受診再勧奨を実施（拡充）	対象者数 204,233人

※ワンコインがん検診の実績の受診者数は、がん検診推進事業及び保健所等における休日検診等の実績の受診者数を含む総数

事業等	事業内容	実績
保健所等における 休日検診	胃がん、大腸がん、乳がんの各検 診について、休日に保健所や商業 施設などで実施	受診者数 胃がん : 1,049 人 大腸がん : 1,099 人 乳がん : 1,278 人
国民健康保険の特 定健康診査とがん 検診の同時実施	休日に行う特定健康診査と胃が ん・大腸がん・肺がん検診の同時 実施	受診者数 胃がん : 843 人 大腸がん : 902 人 肺がん : 947 人
協会けんぽ愛知支 部の特定健康診査 とがん検診の同時 実施	特定健康診査と胃がん・大腸が ん・肺がん検診の同時実施	受診者数 胃がん : 473 人 大腸がん : 536 人 肺がん : 547 人
国民健康保険の被 保険者への電話勧 奨	国民健康保険の被保険者のうち、 特定健康診査未受診者に対してが ん検診の電話勧奨を実施（新規）	架電数 70,877 人
協会けんぽ愛知支 部被扶養者への受 診勧奨	協会けんぽ愛知支部の被扶養者に 対して、受診勧奨ちらしを配布（新 規）	対象者数 74,336 人

事業等	事業内容	実績
医療機関での検診案内	がん検診を実施している医療機関においてポスターやステッカーを掲示	医療機関数（平成 27 年度末） 胃がん : 414 機関 大腸がん : 940 機関 肺がん : 764 機関 子宮がん : 143 機関 乳がん : 136 機関 前立腺がん : 964 機関
がん検診ガイド	がん検診の受診内容や受診方法、受診できる医療機関の一覧を掲載した冊子を全世帯へ配布	配布数 約 1,056,000 冊
乳がん月間（10 月）における取り組み	職員によるピンクリボンバッジの着用による啓発	管理職員に配布、着用 約 1,300 名
	イベント・関係団体との連携を通じた啓発	ピンクリボンフェスタ（10 月 1 日）や名古屋まつり（10 月 17、18 日）の開催に合わせて自己触診法ポスターの配布や乳がん検診を実施
	広報用映像の放映	市内映画館で放映 10 月 3 日～11 月 20 日
乳がんの自己触診法普及事業	乳がんの自己触診法の指導等を保健所等で実施	参加者数 3,609 人

事業等	事業内容	実績
地下鉄車内広告及び駅壁面広告	がん検診の受診及び無料クーポン券の利用を呼びかけるため、地下鉄車内広告及び栄駅の壁面広告を実施	上飯田線を除く地下鉄全線における車内広告 11月1日～12月31日
		名城線栄駅における壁面広告 12月1日～12月31日
市立大学との連携による取り組み	市立大学芸術工学部学生のデザインによるポスターやちらしを配布（新規）	ポスター配布数 約2,000枚
		ちらし配布数 約5,000枚
がん対策協力協定	保険会社との協定によるがん検診の普及啓発	保険会社との協定数 24社（平成27年度末）
	金融機関との協定によるがん検診の普及啓発	金融機関との協定数 9社（平成27年度末）
健康増進支援システム	がん検診や予防接種などの受診歴や接種歴等を管理するシステムを運用	がん検診の受診情報等を管理
がん検診精度管理推進会議	がん検診精度管理推進会議の開催	平成27年8月5日開催

[参考]

○がんの年齢調整死亡率及びがん検診の受診率

本市の健康増進計画である「健康なごやプラン 21(第2次)」(計画期間:平成25～34年度)の「がん」分野における指標として「75歳未満のがんの年齢調整死亡率」及び「がん検診の受診率」を用いています。

指標 1	計画策定時 (平成22年)	実績 (平成26年)	目標値 (平成27年) ※
75歳未満のがんの年齢調整死亡率(人口10万人当たり)	88.3	82.2	78.5

※国のがん対策推進基本計画における年齢調整死亡率の目標年次にあわせ設定

指標 2		計画策定時 (平成23年度)	実績 (平成27年度)	目標値 (平成34年度)
がん検診の受診率 [名古屋市実施分]	胃がん	9.6% (28,338人)	11.8% (35,510人)	50% (143,000人)
	大腸がん	21.7% (64,029人)	25.7% (77,219人)	50% (143,000人)
	肺がん	17.0% (50,068人)	21.5% (64,457人)	50% (143,000人)
	子宮がん	51.5% (76,961人)	55.2% (87,867人)	65% (94,000人)
	乳がん	35.1% (33,483人)	41.3% (45,417人)	50% (48,000人)
	前立腺がん	25.8% (19,950人)	32.5% (25,306人)	50% (37,000人)

*受診率及び受診者数の算出対象年齢は、40歳から69歳まで(子宮がんは20歳から69歳まで、前立腺がんは50歳から69歳まで)

*子宮がん、乳がん検診の受診率

(前年度の受診者数+当該年度の受診者数) / (当該年度の対象者数) × 100

○がん検診を受診された方の精密検査の結果等（平成 26 年度）

がん検診の受診の結果、「要精密検査」と判定された方へ精密検査の受診を勧めています。平成 26 年度に本市のがん検診を受診された方の精密検査の結果等については、以下のとおりです。

区 分	受診者数 ※	要精検 者 数	要 精 検 率	精検受 診者数	精 検 受診率	がん確定 診断者数	が ん 発見率	陽性反応 適 中 度
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)	(D)	(D/A)	(D/B)
胃がん	50,776 人	5,438 人	10.7%	3,757 人	69.1%	75 人	0.15%	1.38%
大腸がん	122,736 人	12,744 人	10.4%	7,896 人	62.0%	395 人	0.32%	3.10%
肺がん	123,271 人	5,543 人	4.5%	3,620 人	65.3%	99 人	0.08%	1.79%
子宮がん	86,784 人	2,882 人	3.3%	1,669 人	57.9%	90 人	0.10%	3.12%
乳がん	41,358 人	4,416 人	10.7%	3,562 人	80.7%	196 人	0.47%	4.44%
前立腺がん	51,063 人	4,764 人	9.3%	2,590 人	54.4%	447 人	0.88%	9.38%

※受診者数は平成 26 年度に本市のがん検診を受診された方の総数であり、受診率の算出対象受診者数とは異なる。

*要 精 検 率：がん検診受診者のうち、精密検査が必要と判定された割合

*精 検 受 診 率：要精検者のうち、精密検査を受けた割合

*が ん 発 見 率：がん検診受診者のうち、がんが発見された割合

*陽性反応適中度：要精検者のうち、がんが発見された割合

3 がん医療水準の向上、緩和ケア及び在宅療養の充実（第7条、第8条、第9条関係）

西部医療センターの名古屋陽子線治療センターにおいて、前立腺がん、肝臓がん、肺がん、すい臓がん等を中心に治療を行いました。

市立大学病院では、喜谷記念がん治療センター（東棟）において、化学療法、放射線治療、緩和ケア外来等の高度な診断や集学的な治療を行いました。

事業等	事業内容	実績	
市立病院での取り組み	放射線治療装置「リニアック」での診療	実施件数 延べ 14,180 件	
	緩和ケアチームによる回診	新規患者数 68 人	
	外来化学療法	実施件数 延べ 5,454 件	
	名古屋陽子線治療センター	外来での診療	新規受診患者数 741 人
	前立腺がん、肝臓がん、肺がん、すい臓がん等を対象とした陽子線治療の実施	治療を開始した人数 484 人	
	各種広報媒体の活用や、保険会社や金融機関との協力協定に基づくセミナーの開催等による広報活動の実施	陽子線セミナー、講演会及び市政出前トークの開催 22 回（参加者数 1,168 人）	

事業等	事業内容	実績	
市立大学病院での 取り組み	放射線治療装置「リニアック」での診療	実施件数 延べ9,731件	
	緩和ケアチームによる回診	新規依頼件数 422件	
	手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」を利用した手術症例	症例数 前立腺がん：101症例 腎がん：9症例	
	喜谷記念 がん治療 センター	放射線治療装置「トモセラピー」での診療	実施件数 延べ5,147件
		化学療法	実施件数 延べ10,120件
	緩和ケア外来での診療	実施件数 延べ923件	
がん登録	愛知県がん登録の推進協力	がん登録数 市立病院：2,012件 市立大学病院：1,441件	

4 がん患者等の支援（第10条関係）

がんの症状や治療法についての情報提供を行う相談窓口として、また、患者同士の交流による闘病や治療体験を語り励まし合うための拠点として、がん相談・情報サロン「ピアネット」を運営し、がん患者やその家族が直面するさまざまな疑問や悩みにきめ細かく対応しました。

また、企業の人事・労務管理担当者等を対象とした「働く世代のがんサポートセミナー」を開催し、がん患者が働きやすい環境を整えるための啓発を行いました。

事業等	事業内容	実績
ピアネットにおける相談支援	がん医療や緩和ケア、在宅医療などに関するがん患者や家族からの相談に対応	相談件数 来所：253件 電話：355件
	がん患者同士によるサロンの開催	開催回数 26回（参加者数342人）
西部医療センターにおける相談支援	がん医療に取り組んでいる西部医療センターにおいてがん患者や家族からの相談に対応	相談件数 244件
市立大学病院における相談支援センターの運営	地域がん診療連携拠点病院としてがん相談支援室を設置しがん患者や家族からの相談に対応	相談件数 925件
働く世代のがん患者の支援	企業の人事・労務管理担当者等を対象とした講演会を開催（新規）	働く世代のがんサポートセミナー 9月4日（参加者数247人）

事業等	事業内容	実績
名古屋陽子線治療センターにおける患者負担軽減策	治療料減免制度：1年以上の市内在住者につき1治療あたり20万円を減免	減免件数 120件
	利子補給制度：1年以上の市内在住者が金融機関から治療費に要する融資を受けた場合に支払利子に対して助成	利用件数 3件

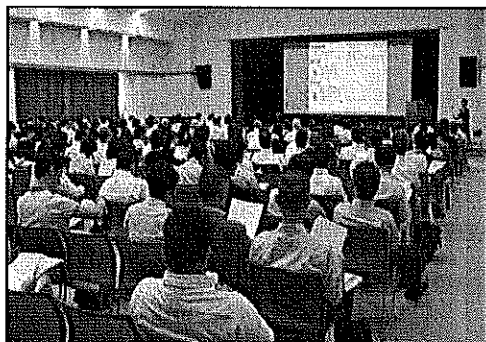
◆「働く世代のがんサポートセミナー」の開催◆

協会けんぽ愛知支部と連携して、がん患者の就労をテーマとしたセミナーを開催しました。主に企業の人事・労務管理担当者等を対象として、がん患者の仕事と治療の両立や、最新の検査と治療に関する講演を行い、がん患者が働きやすい環境を整えるための啓発を行いました。

開催日：平成27年9月4日(金)

場所：名古屋医療センター講堂

参加者数：247人




【2015年9月4日開催】

働く世代の がんサポートセミナー


① 加藤 雅子 氏
② 280名

期日：平成27年9月4日(金)
時間：午後2時～4時
会場：名古屋医療センター5階 講堂
〒466-8505 名古屋市中区千代田1番地305号

【11:10】
「がん治療と仕事を
両立させるために
～腫瘍内科医の立場から」

 名古屋大学腫瘍内科部長 小松 弘明 氏

【11:20】
「がん予防、早期発見における
最新の検査と治療
～大腸がん、胃がん、肝がん」

 がん研研センター がん検出療法/最新治療開発部長 岩瀬 弘明 氏

【11:30】
① がんを早く見つけるために ―名古屋がん検診の取り組みから
② よりよい「がんの相談支援」―同じ立場で共に考える「peer」の視点から

主催：名古屋 がん研研センター/協会けんぽ愛知支部/がん研研センター
後援：名古屋市健康推進課/がん研研センター/がん研研センター
協賛：名古屋市健康推進課/がん研研センター/がん研研センター
協賛：名古屋市健康推進課/がん研研センター/がん研研センター

※当日の天候により、開催が困難なことがございます。その場合は、変更いたします。
(大規模な雨、暴風等が発生した場合に限り適用されます)

5 情報収集及び提供（第 11 条関係）

がん相談・情報サロン「ピアネット」において、がんに関する情報の収集や提供を行いました。

また、がん検診ガイドや検診手帳を配布することにより、名古屋市のがん検診の内容や意義及びがんになった場合の相談窓口等の案内を行いました。

事業等	事業内容	実績
ピアネットの運営	がん医療及びがん患者等の支援についての情報収集及び提供	利用件数 来所： 779 件 電話：1,016 件
	市民を対象とした講演会を開催	働く世代のがんサポートセミナー 9月4日(参加者数247人) あなたやあなたの大切な人が“がん”になったら 3月26日(参加者数111人)
	イベントを通じた啓発	スマイルデーなごや(9月6日)にブースを出展し、ピアネットの紹介と利用勧奨を実施
がん検診ガイドによる情報提供	がんを予防するための知識やがん検診の内容、受診できる医療機関の一覧等を掲載した冊子を全世帯へ配布	配布数 約 1,056,000 冊
検診手帳の配布	無料クーポン券の対象者に、がん検診の内容及びがんになった場合の相談窓口等を記載した検診手帳を配布	配布数 約 210,000 冊

人間とがんと闘いの歴史は、古代にまでさかのぼることができます。がんは、今や我が国において 2 人に 1 人が侵される「国民病」といわれています。一方、医学界始め関係各界においてがん撲滅に向けた力強い取組みが展開されており、がんの予防の推進からがん医療水準の向上まで、着実に成果は上がっています。私たちは、これら英知を結集し、都市をあげてがん立ち向かうことを決意します。

名古屋市は、がんを打ち勝つためのあらゆる方策をみんなで考える都市として、まずは、がんの予防を一層推進するため、市民のがんに対する知識を高めることに力を注がなければなりません。また、子どもたちへのがん教育の重要性を強く認識し、学習の機会を広げるよう努力します。さらに、がん患者及びその家族をまち全体で温かく包み込み、その負担を少しでも和らげる環境をつくりあげていきます。

がん立ち向かう都市・名古屋の挑戦は、この条例の制定をもって終わるものではありません。がんを打ち勝つため、たゆまざる前進の第一歩として、ここに名古屋市がん対策推進条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のがん対策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見を推進するとともに、地域のがん医療水準の向上を図り、がんの克服に向けた市民総ぐるみによるがん対策の実施に資することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国、県、医療機関、医療関係団体、医療保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 7 項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)並びにがん患者及びその家族(以下「がん患者等」という。)で構成される団体その他の関係団体と連携を図りつつ、がん対策に関し必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者等の役割)

第 4 条 保健医療関係者(がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいう。)及び事業者は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進等)

第 5 条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2 前項のがんの予防の推進のために必要な施策は、女性に特有のがん等、性別及び年齢に応じて好発するがんの種類を考慮して効果的に実施するものとする。

3 市は、がん教育を推進するため、児童及び生徒が学習活動等を通じてがんに対する理解及びがんの予防に関する知識を深めるために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

4 市は、医療保険者及び事業者と連携を図りつつ、職場におけるがんに関する正しい知識及びがん検診の普及啓発並びにがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第6条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診の普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。

(がん医療水準の向上)

第7条 市は、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じた質の高い適切ながん医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

2 市は、県が効果的ながん対策の立案及びがん医療水準の向上に資する情報を得るために実施するがん登録の推進に協力するものとする。

(緩和ケアの充実)

第8条 市は、県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、緩和ケア(がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。)の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。

(在宅療養の充実)

第9条 市は、県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。

(がん患者等の支援)

第10条 市は、がん患者等のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がんに関する相談体制の充実その他のがん患者等の支援のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、がん患者等で構成される団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動並びにがんの予防及び早期発見を推進する活動の支援に努めるものとする。

(情報収集及び提供)

第11条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報を提供するために必要な広報活動を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、がん対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第13条 市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定については、この条例の施行後4年を目途として、この条例の施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

3 前項の検討は、幅広く市民の意見を聴取して行われるものとする。